

令和4年度特定子ども・子育て支援施設等の実地指導結果

第1章 実地指導の方針

1 実地指導の意義と目的

子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付について、市から確認を受けた施設等（幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のこと。以下同じ。）を対象に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までの遵守及び施設等利用費の支給事務の適正性の確保を目的に実施しています。

市では、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条及び第58条の8並びに盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱並びにその他関係法令の規定に基づき、施設等を訪問して行う実地指導と、講習等の方法で行う集団指導を実施しています。

2 実地指導実施の経緯

市では、令和元年に「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年11月27日付け府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号）」が内閣府等から発出されたことに伴い、令和3年度に盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱を制定し、同年度から実地指導を実施しています。

3 実地指導の実施方針

指導は、盛岡市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱に定める基準に従い、運営基準等第53条から第61条までの規定について周知を徹底するとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図ることを重点に置いて、計画的に実施しています。

また、指導に当たっては、各施設等の自主的な運営方針等を尊重し、表面的な指摘に留まることなく、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で施設等の自主的な改善が図られるよう、より具体的な指導を心掛けています。

4 令和4年度特定子ども・子育て支援施設等の指導に係る重点事項

I 特定子ども・子育て支援の提供に係る費用の請求について

- (1) 利用料・特定費用及び施設等利用費に係る請求等の状況
- (2) 利用料・特定費用の受領に係る領収証の発行状況

II 特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る記録の整備について

参考：指導内容の区分

文書指摘	施設、事業所等の運営上重要と認められるものや、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況について、期限（概ね30日以内）を付して報告書により求めるものです。
口頭指導	文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の立入指導等の際に確認を行うものです。口頭指導についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について報告書での提出は必要ありません。

2 主な指摘事項

令和4年度において、文書指摘及び口頭指導を受けた施設がなかったことから、今後の実地指導において指摘が想定される事項を紹介します。

番号	分類	指摘内容	項
1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、不足がある又は実態と整合していない。	4
2	利用料及び特定費用の額の受領	明示すべき特定費用の額について、不足がある又は実態と整合していない。	5
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	領収証又は特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。	7
4	秘密保持等	施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密又は情報の取扱いについて、必要な措置が講じられていない又は不足がある。	9

番号1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

指 摘 内 容

保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、不足がある又は実態と整合していない。

指 摘 例

保存すべき特定子ども・子育て支援の提供の記録について、特定子ども・子育て支援を提供した時間帯が記載されていない事例を確認したので、特定子ども・子育て支援を提供した際は、当該時間帯に漏れがないように記録すること。

解 説

運営基準第54条において、「特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

特定子ども・子育て支援を提供した際は、園日誌や保育日誌等により、当該事項を記録してください。

また、運営基準第61条に基づき、当該記録については、その完結の日から5年間保存する必要があります。

改 善 方 法

- ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項について記録しているか確認する。
- ・ 当該記録について、その完結の日から5年間保存しているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第54条及び第61条

番号2 利用料及び特定費用の額の受領

指摘内容

明示すべき特定費用の額について、不足がある又は実態と整合していない。

指摘例【口頭指導】

特定子ども・子育て支援の提供に係る次の特定費用について、重要事項説明書等の書面により明示されていないことを確認したので、明示すること。

- ・ 食事の提供に要する費用（おやつ代）

解説

運営基準第55条において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から特定費用（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用。以下同じ。）の額の支払を受ける際は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得るよう示されています。

なお、特定費用に該当する費用は次のとおりです。

【特定費用の種類】（※）

- ① 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用（日用品代、文房具代等）
- ② 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用（行事参加費等）
- ③ 食事の提供に要する費用（食材料費、副食費等）
- ④ 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用（送迎費等）
- ⑤ その他特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

（※） ①から⑤までに掲げる費用の額の支払を受ける際は、当該支払を求める金銭の用途、当該支払を求める金銭の額、当該支払を求める理由について、保護者に対して書面により明らかにした上で、支払を受ける必要があります。

また、上記のとおり同意を得た後に、当該特定費用に変更があった場合についても、その変更に合わせて書面を変更した上で、施設等利用給付認定保護者に対し、変更内容についての説明及び同意を得る必要があります。

特定費用を重要事項説明書等の書面に記載する際は、下記の例を参考として、利用料等の額との合算額ではなく、受け取る特定費用の額自体を明らかにして記載してください。

【例】

土曜日における特定子ども・子育て支援の提供に際し、施設等利用給付認定保護者から1,700円（うち1回当たりの利用料：1,500円／副食費：200円）受け取る場合

- 利用料：1,500円 副食費：200円
- 利用料等：1,700円（うち副食費200円を含む。）

- × 利用料：1,700円
- × 利用料等：1,700円（うち副食費を含む。）

なお、運営基準第62条に基づき、紙媒体の文書による交付等に代えて、当該事項が記録された電子ファイルの送受信又は磁気ディスクやシー・ディー・ロム等の交付・受領による電磁的方法を用いて、保護者に対し、当該事項を提供し、内容について同意を得ることも可能です。その場合、当該提供に際して使用する電磁的方法の種類及び記録の方式について、あらかじめ、文書又は電磁的方法により、保護者から承諾を得る必要があります。

保護者から同意を得た場合には、同意を得た年月日及び保護者の署名等の記録を施設等に保管してください。

改善方法

- ・ 特定費用は上記項目（3ページ【特定費用の種類】）に含まれているか確認する。
- ・ 特定費用の使途、額、求める理由は重要事項説明書等の書面により明らかにされているか確認する。
- ・ 特定費用について記載された書面の内容が実態と整合しているか確認する。
⇒変更が必要であれば、適切な変更手続きを行う。
- ・ 電磁的方法により重要事項を提供する場合には、保護者に対し、あらかじめ、電磁的方法の種類及び記録の方式を示した上で承諾を得ているか確認する。
- ・ 保護者から同意を得た記録を施設等に保管しているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第55条及び第62条

番号3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

指 摘 内 容

領収証又は特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。

指 摘 例

利用料等の支払を受ける際に、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない事例を確認した。今後は、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額及びその他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した当該証明書を、施設等利用給付認定保護者に対して交付すること。

解 説

運営基準第56条において、特定子ども・子育て支援提供者は、利用料等（特定費用を含む。以下同じ。）の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対して、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければいけないと示されています。

なお、この場合の領収証については、口座引き落とし等の利用明細又は領収印等のある集金袋により代替することも可能ですが、利用料と特定費用の額については、それぞれ区分して記載する必要があります。（番号2参照）

また、子育て支援提供証明書については、次に掲げる項目を記載し、交付する必要があります。ただし、認定こども園若しくは幼稚園又は子ども・子育て支援法第7条10項第5号に規定する預かり保育事業において子ども・子育て支援を提供し、法定代理受領する場合は、当該証明書を交付する必要はありません。（※）

※ 令和4年3月31日付け内閣府令により「特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である上記施設等において提供される場合には、保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」と改正されました。

なお、償還払いの場合は、引き続き当該証明書の交付が必要となります。また、上記施設等において法定代理受領する場合、領収証については、引き続き交付する必要があります。

【特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目】（※）

- ① 特定子ども・子育て支援を提供した日
- ② 特定子ども・子育て支援を提供した時間帯
- ③ 特定子ども・子育て支援の内容
- ④ 特定子ども・子育て支援の提供による費用の額
- ⑤ その他施設等利用費の支給に必要な事項

（※） 市様式を使用し、必要事項が適正に記載されている場合、上記①から⑤については全て満たします。

改善方法

- ・領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか確認する。

※ 認定こども園若しくは幼稚園又は子ども・子育て支援法第7条10項第5号に規定する預かり保育事業において子ども・子育て支援を提供する場合は、領収証のみ交付するもの。

- ・領収証に利用料と特定費用の額が区分して記載されているか確認する。

※ 特定費用を受けていない場合は、利用料のみ記載するもの。

- ・特定子ども・子育て支援提供証明書に上記項目（6ページ【特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目】）が含まれているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第56条

番号4 秘密保持等

指摘内容

施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密又は情報の取扱いについて、必要な措置が講じられていない又は不足がある。

指摘例

職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則に当該守秘義務について規定する等の必要な措置を講じること。

解説

運営基準第60条において、「特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすこと（以下「秘密漏洩」という。）がないよう、必要な措置を講じなければならない。また、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供（以下「情報提供」という。）する際には、あらかじめ、文書（運営基準第62条による電磁的方法に代えて差し使えない。（番号2参照））により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。」と示されています。

秘密漏洩については、就業規則に当該内容を規定する、又は職員と誓約書を交わす等の措置を講じることとし、情報提供に当たっては、あらかじめ、当該保護者と同意書を交わす等により同意を得ることとしてください。

改善方法

- ・ 秘密漏洩について、必要な措置を講じているか確認する。
- ・ 情報提供に当たって、あらかじめ、文書により保護者の同意を得ているか確認する。

根拠法令等

○運営基準第60条及び第62条

第3章 適正な施設等運営のために

特定子ども・子育て支援施設等が、子ども・子育て支援法の趣旨に沿って適切な運営をするためには、子ども・子育て支援法及び運営基準並びに厚生労働省通知等をよく理解し、遵守しなければなりません。

市としては、適切な施設等利用給付が行われるよう情報提供等を行っていきたいと考えております。今後とも、子どもを養育している方に対し、必要な支援を行っていただくとともに、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう支援を行っていただきますようお願いいたします。